

知的財産から見た長野県の産業

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

知的財産権制度は、新しい技術やサービスの保護並びに権利化を自発的に行えるようにした制度であり、その推移は産業や技術の動向と連動しています。そこで、本稿では、長野県の産業を全国や長野県の知的財産動向から考察します。



2. 知的財産権の種類（表1）

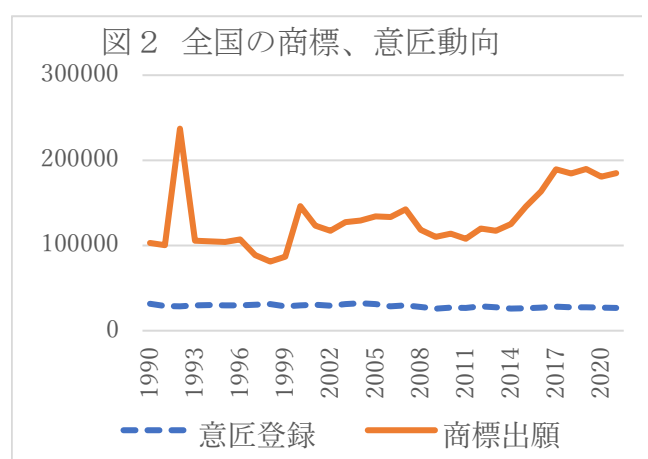
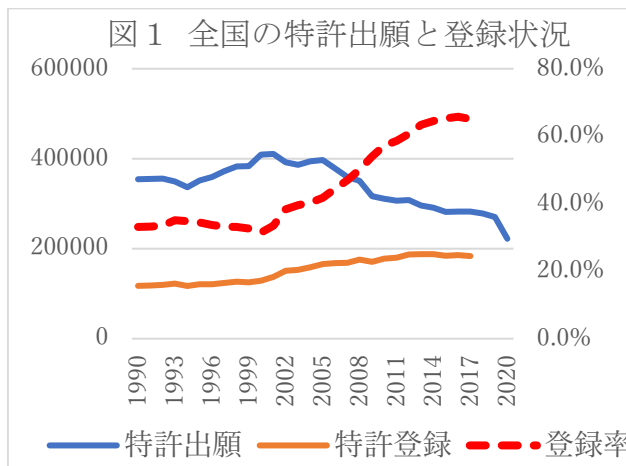
知的財産権には、産業を対象とする特許権・実用新案権・意匠権・商標権（総称：産業財産権）と、芸術・文化を対象とする著作権（著作権法）や、植物を対象とする育成者権（種苗法）等があります。本稿では、これらの出願・権利化動向を調査し、考察します。

表1 知的財産権の種類と最近の出願件数

種類	保護対象	出願数(年)
特許権	新規且つ高度で産業上利用可能な発明	29万件
実用新案権	物品の形状、構造、組合せに関する考案	6千件
意匠権	物品形状、模様、色彩等のデザイン	3万件
商標権	商品や役務（サービス）を区別する名称やマーク	18万件
著作権	思想や感情を創作的に表現した芸術作品	1千件
育成者権	農林水産植物の新品種	8百件

3. 全国の産業財産権動向

1990年以降の全国における特許、商標、意匠の出願・登録動向を確認します（図1、2）。



① 特許出願は2001年をピークに減少が続いています。これは一説によると、電気機器業界で出願件数の減少があり、当業界は件数が多いがために全体数字に影響を及ぼしたと云われています。

一方、出願に対する登録率は、2000年以前の約30%から年々上昇し、現在では2倍以上の約65%となり、特許が成立する件数は増加しています。

② 意匠は、件数の少ない状態が現在でも続いています。

③ 商標は、最近数年間は横這いであるものの増加傾向であり、他の知的財産に比較して、需要（必要性）が認められていると思われます。1992年のサービスマーク制度、2007年の小売等役務制度の開始等の制度変更の都度、増減を繰り返しながら増加が続いています。

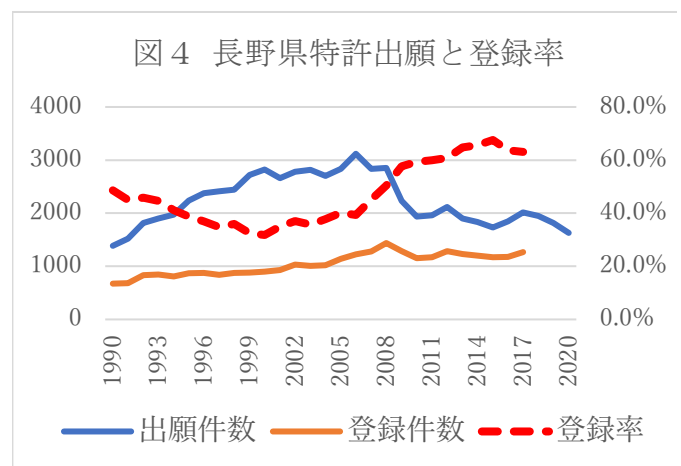
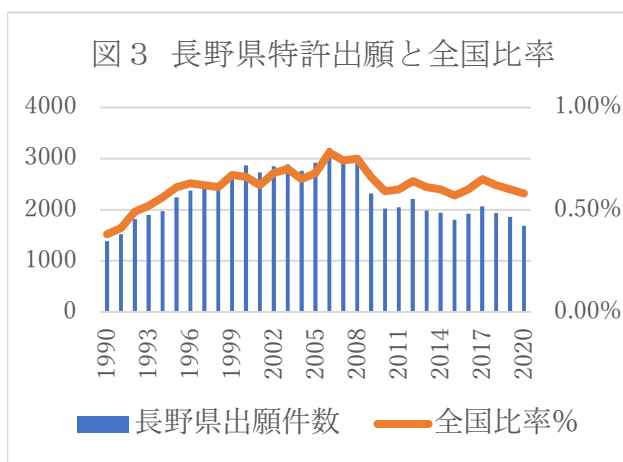
なお、実用新案は件数が少なく、権利としての活用も限られているため、本稿では省略します。

4. 長野県の特許動向

(1) 出願件数と登録率（図3、4）

全国と同様に特許出願件数は一旦増加したものの、2006年をピークに減少が続いています。全国の減少をさらに下回る減少であり、2006年の0.78%をピークに始まり、2020年には0.58%まで下がっています。

前記のように特許出願件数は減少傾向にあるものの、登録率は35%以下であったものが現在では65%程まで増加し、効率的な特許出願が行われるようになってきました。

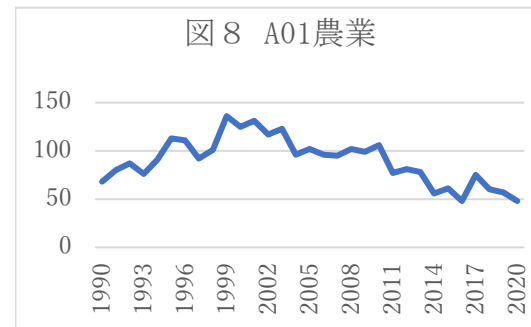
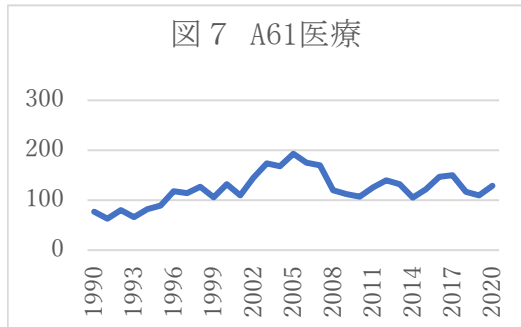
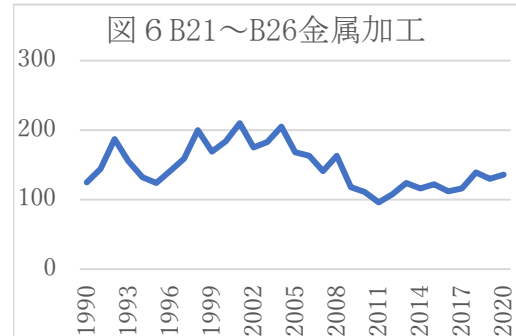
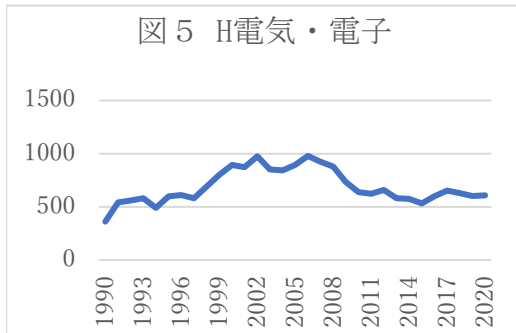


(2) 分野別出願件数（図5～8）

長野県に特徴的な10種類の産業分野について調査を行い、その中から4種の分野について状況を確認します。

電気・電子（H分類、図5）、金属加工（B21～26分類、図6）、医療（A61分類、図7）では、2004～2005年以降に一旦は減少傾向になったものの、2010年以降は一定件数が維持されています。

一方、農業（A01分類、図8）においては、1999年以降減少が続き、現在ではピーク時の3分の1に減少しています。



5. 長野県の商標動向

(1) 出願件数 (図9)

1999年(長野オリンピックの翌年)や2011年を下限に、2000年・2005年・2017年をピークに増減を繰り返しています。しかし、全国的な増加傾向とは違って横這い傾向であり、全国に対する出願件数比率はピーク時の0.85%に対して0.6%と下がっている状況にあります。

(2) 分野別出願件数

商標は商品34、サービス11の計45に区分されています。区分別に調査し、その後、主な商品とサービス(役務)について動向を確認します。

イ. 商品について (図10)

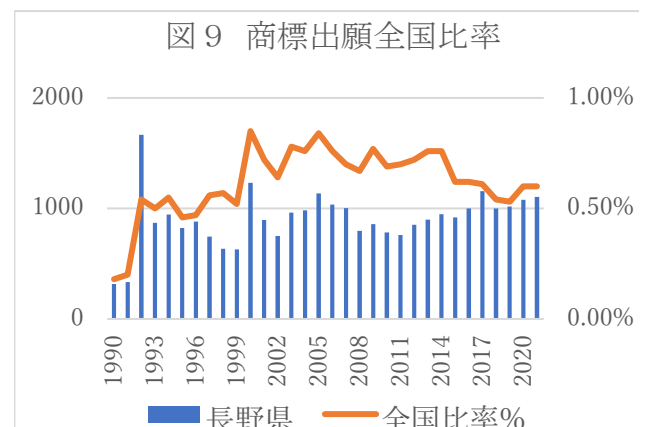
分野別の商品代表として、機械・電気機器(7、9類)、医療品(5、10類)、衣類(25類)、加工食品(29、30類)、野菜・果実(31類)、酒・ワイン(33類)に関するデータを確認します。

いずれも変動はあるものの、概ね一定の件数が継続している状況にあります。

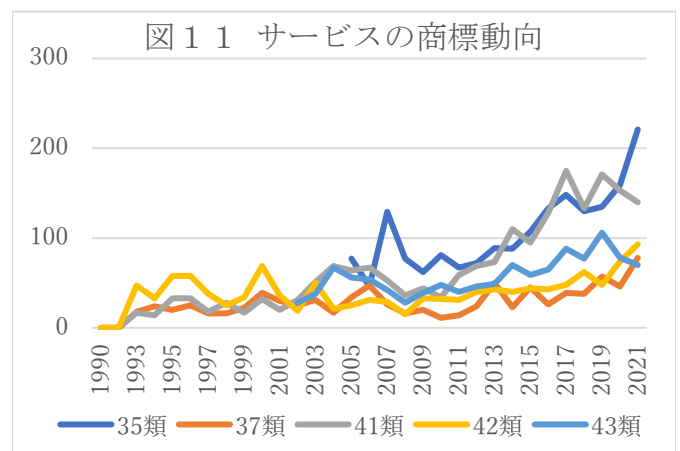
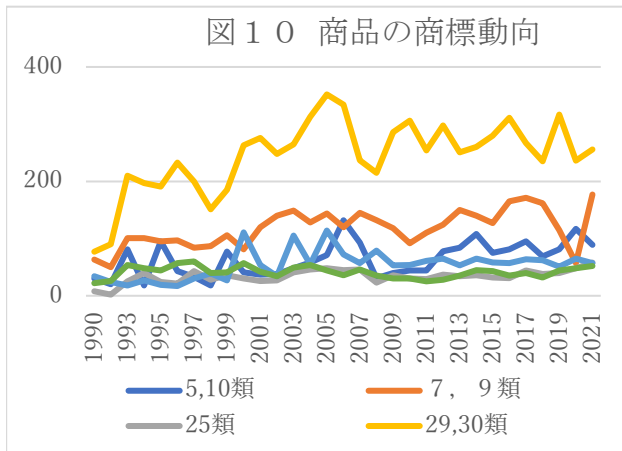
ロ. サービス(役務)について (図11)

広告・小売(販売)・卸(35類)、建設・工事(37類)、教育・イベント企画(41類)、システムの開発・設計(42類)、食堂・旅館(43類)についてまとめました。

いずれも時間の経過と共に増加しています。このことは、商標は新製品を作り名前を



付けるだけではなく、営業行為として活用することの重要性が認識されるようになって
いる表われと思われま。



6. 他の知的財産権

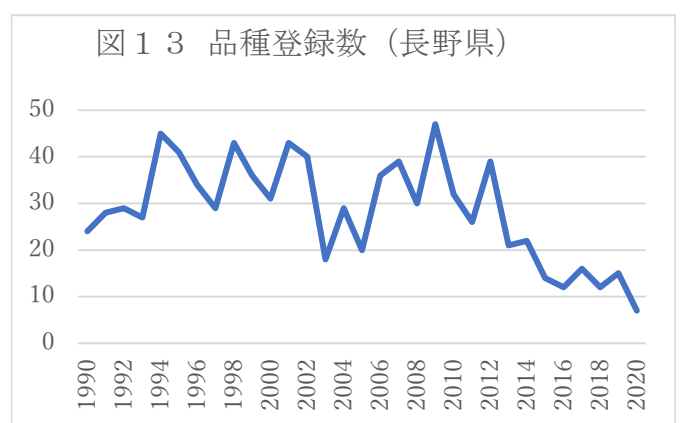
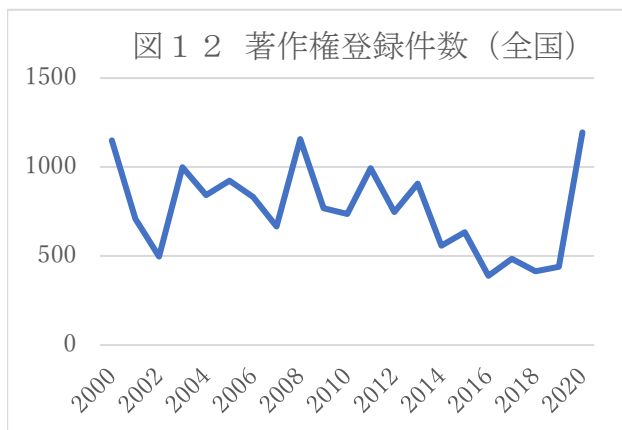
産業財産権以外から著作権と育成者権の登録状況を示します。

(1) 著作権 (図 1 2)

全国で年 1, 0 0 0 件前後の登録が続いていますが、長野県からの登録は極めて少ない状況にあります。

(2) 育成者権 (図 1 3)

全国では年 1 4 0 0 件近くあった登録件数が、現在は 8 0 0 件程に減少しています。長野県内からの登録は年数十件が続いていましたが、近年は減少し 1 0 件程度になっています。農業の衰退でないか気掛かりです。



7. まとめ

知的財産権の件数は国内外の施策等に影響されますので、あくまでも参考ではありますが、業界の動向を表わす一つの指標です。

特許では、全国の出願件数が 2 0 0 2 年以降より減少傾向にあるものの、登録件数は増加していることから開発は継続的に行われ、出願の質が向上しているものと思われま。一方、技術 (製品) 分野によっては他と異なる動きをするものがありますので、分

野の動きを把握して経営の参考にすることが考えられます。

商標では、サービスマーク（役務）が大きく伸びています。品物だけでなく、営業等の行為も保護対象として重視されていますので、業務の開始や拡張時には登録状況を調査し、保護や権利化に注力する必要があります。なお、長野県は、全国の出願増加傾向に対して伸びが少なく、懸念されるところであります。

長野県知財総合支援窓口は知的財産権を切り口として、技術の進展・変遷に対応した支援や、契約・ルールの方策の支援を行います。地域の産業・経済の発達に寄与すべく、皆様の戦略を踏まえて知財支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

（原稿作成 2022年12月）